

芸術文化にふれあう場をつくりませんか

大津市文化団体派遣事業



大津市では、市民のみなさまで構成された団体、グループに対し、芸術文化団体を派遣しています。仲間と一緒に、演奏会を楽しんだり、いけ花や俳句、大津絵などを体験してみませんか？



申請対象

原則、市内に在住・在勤または在学する概ね10人以上で構成された団体

申請条件

事業実施場所（大津市内）を確保できること

申請期間 令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）

※開催希望日の1ヶ月以上前にお申し込み下さい。

※予算に達した場合は、その時点で申請を締め切らせていただきます。

申請回数

1団体につき2回まで

※ただし、同一の芸術文化団体から2回の派遣を受けることはできません。

料 金

原則無料

※事業の内容によって経費（材料費、著作権料等）が発生する場合は、申請者でご負担願います。

派遣団体

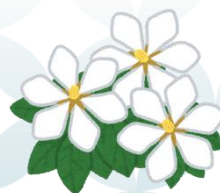
大津市文化連盟に加盟している芸術文化団体等

※派遣団体及び事業内容については大津市ホームページをご覧ください。

【プログラム例】

- ・管弦楽などの演奏会
- ・舞踊体験
- ・茶道体験
- ・初心者俳句講座
- ・大津絵体験教室
- ・いけ花の体験

など



申請手続きについては、裏面をご参照ください

文化団体派遣事業申請手続きの流れ

【派遣団体について】

- ・派遣できる文化団体は、大津市文化連盟に加盟している芸術文化団体等。
- ・各文化団体によって、派遣可能な曜日、時間帯は異なります。派遣時間はおおよそ1～2時間程度。
- ・実施場所は、大津市内に限ります。

申請方法

- ・申請書類は、大津市ホームページ（下記、QRコード）からダウンロードできます。または大津市役所 文化振興課の窓口にも備え付けております。
- ・申請書に必要事項を記入いただき、郵便またはメール、FAXで下記あて先へご提出ください。

※文化団体との調整の結果、ご希望に沿いかねる場合があります。



<https://www.city.otsu.lg.jp/sc/c/ca/k/40530.html>

（観光・文化→文化→文化・芸術→後援名義等
→大津市文化団体派遣事業について）

日時などの調整

- ・申請書が届き次第、文化振興課が内容を確認するとともに、文化団体に申請内容を連絡します。
- ・派遣の可否については、文化振興課から文化団体に申請内容を伝えた日から10日以内に、文化団体もしくは文化振興課から申請者に連絡します。
- ・その後、文化団体と申請者で日程調整、事業内容等の相談を行っていただきます。（文化団体より申請者へ連絡があります）

事業の実施

- ・申請者が用意した会場へ文化団体が出向き、事業を実施します。
- ※料金については原則無料ですが、事業の内容によって経費（材料費、著作権料等）が発生する場合は、申請者でご負担願います。

アンケートの記入

- ・事業終了後、簡単なアンケートにお答えください。
- ※ご意見・ご感想を今後の事業に生かしていきます！

【申請・お問い合わせ先】

大津市役所 文化振興課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 別館2階

TEL：077-528-2733 / FAX：077-523-7855

Eメール：otsu1119@city.otsu.lg.jp